

# 大阪城

2023  
9/25  
(A)  
14390  
号

全港湾  
西成会合会

2A47  
6847-  
4947

秋風が吹き、頭も少し働くようになってきた  
だろうか。社会も、エンジンがかかり、年末にむけ  
るヶ月、緊張を持ちつつは、いい感じうです。  
全ての物価が3%以上上ってきて、みんなの経済  
生活は、1960年代の高度経済成長時代以来、  
はじめて苦しい。貝、通しのたまたない、安めに落ちこん  
でまっています。「明日がもっとよくなる希望のある」  
政治をやろーとかいう山岸田政権ですが、口先だけ  
で、何人の裏付けも、担保もない人気を取ったため  
のトトだけにとつています。

ガソリン、電気、ガスの、光熱費などは、税金を使  
って値上げの実態がみんなにいかないように、税金で  
カバーする政策をやっています。基本的な経済  
運営や政策が正しいものでないので、経済的な  
苦しめはなくなることはありません。

臨時国会を開く、日程や計画を早く公表し、

みんなの前で、日本国の経済運営や政策を討論、  
実行に移していくべきです。日本国の評価や値うち  
を表すようになってきた世界の中心の日本国は、  
1ドル150円をめぐり、下落下してまっています。経済と金  
をめぐり、形を変えた一換がいずれ起ころうです。

## フリーランスらを安衛法の対象に 厚労省検討会が報告書まとめる

厚生労働省の有識者検討会は21日、フリーランスら個人事業主を労働安全衛生法(安衛法)の対象に含める報告書をまとめた。個人事業主が事故にあった場合に仕事を発注した企業などに国への報告を義務付けたり、年1回の健康診断を促したりする。厚労省は来年以降、法令の改正を進める方針で、働き方の多様化を受けて対象を雇用された労働者から広げた。ただ、配達中の事故は報告義務の対象に含まれないなど、実効性に課題も残す。

報告書では、事故の把握や事故防止、健康管理の面から個人事業主の保護策を明記した。

現行制度では、個人事業主が業務中に事故でけがをしても発注企業は労働基準監督署に報告する義務がないため、死亡か4日以上休業した場合に報告を義務付ける。災害発生時に作業場所から退避させたり、立ち入り禁止にしたりして保護する対象にも含める。

また、発注企業に健康診断費用を報酬に盛り込むことを促し、長時間労働をしている個人事業主の要望があれば医師による面接指導の機会を作ることも求めた。違反しても罰則はないが、行政指導の対象になる。

安衛法を巡ってはアスベスト(石綿)を吸い込んだ元作業員らが起こした訴訟で、最高裁が2021年5月、「一人親方」と呼ばれる個人事業主も保護の対象に含める判断を示した。この判決を受け、有識者検討会で対応策を検討していた。報告書について建設現場から「大きな一歩」との声が上がる一方、カバーしきれないフリーランスも多く、課題も残されている。報告書は建設現場での事故などを想定しており、国への報告義務があるのは災害発生場所での業務にあたる発注者と管理事業者のみ。このため、インターネット上で商取引の場を提供するアマゾンのようなプラットフォーマーは含まれない。仮にウーバーイーツの配達員が道路上で事故を起こしてけがをしてもプラットフォーマー側に報告義務はない。【宇多川はるか毎日新聞 2023/9/21】

# 10月1日～ 最低賃金が かわります。

都道府県	改定後	改定前
京都	1,003	968
大阪	1,064	1,023
兵庫	1,001	960
奈良	936	896